

交通省で整合性がとれていない状況であるが、国家戦略会議の中で今後進むべき方向としてエネルギー生産への農山漁村資源の活用があり、国として統一されたものが出てくると思うとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、国民の暮らし、考え方については、今までとは違った視点でエネルギーを考え、創造する力が必要である。政府にもきちっとしたエネルギー政策の見直しと新しい戦略並びに事後処理を求めることを含め、国に要請することに賛成するとの討論がなされたところです。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑がないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第26号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、請願第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件までの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第26号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、総務委員長報告のと

おり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第27号 長井市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、請願第1号 消費税10%への増税中止について、意見書の提出を求める請願の1件について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、請願第1号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件の1件について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫文教常任委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成24年第1回市議会定例会において文教常任委員会に付託されました議案8件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしました。

それでは、議案第12号から議案第17号 指定管理者の指定について申し上げます。

議案第12号は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、長井市中央地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、長井市中央地区公民館、長井市勤労青少年ホーム、長井市民体育館及び長井市テニスコートの管理を行わせるため提案されたものであり、議案第13号から議案第17号は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、長井市致芳地区公民館運営協議会外4地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、各地区公民館の管理を行わせるため提案されたものです。これら6件の議案については、関連があることから一括して審査を行いました。

質疑に入り、委員からは、指定管理者制度を適用するようになった背景、経緯について確認したいとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、平成15年に地方自治法が改正され、市の施設については直営で行うか、指定管理者制度による委託を行うかの二者択一が必要となり、当時、該当する施設とされたのが文教の杜と事務管理公社に委託をしていた公民館であった。行財政改革推進委員会や市の行革推進本部で議論され、平成20年4月に文教の杜に指定管理者制度を導入し、平成21年4月から各地区公民館に第1期の指定管理者制度を導入したとの答弁を受けました。

また、委員からは、今回、中央地区公民館が勤労青少年ホーム、市民体育館などの複合施設を一体として指定管理することとなるが、市内全体の公民館行事を行っていくことや、公民館全体と一緒にレベルアップしていくためにも、中央公民館的な機能や役割が必要になってくるのではないかととの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、以前は各地区公民館を束ねるような役割の中央公民館があったが、指定管理者制度導入にあわせて廃止となった。その後は、文化生涯学習課が各公民館の調整を行うことになったが、市全体を対象とした事業をどこで対応するかが課題となり、当時は各地区公民館のエリアは小学校通学区単位とするが、各公民館とも市内全域から募集をするような事業はできるとの合意がなされた。ただ、今回の指定管理に伴い、中央地区公民館運営協議会の委員の方から、もう少し位置づけを明確にすべきではないかという意見もあったので、仕様書や協定書の中で位置づけを明確にしたいということで調整をしているとの答弁を受けました。

さらに、委員からは、コミセン化については、各地区公民館運営協議会がどうかではなく、市全体としてこれからどうするかを検討をしなければならないが、現時点でどう考えているかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、コミセン化については、公民館長会でもここ一、二年ほど議論をしている。各地区公民館長の方針としては、今のところは社会教育法上の公民館活動を中心に行っていく。ただ、実際に地域の課題として社会教育以外の課題も出ているので、それに対応することも指定管理者制度の中で認めてほしいというものであった。コミセン化するということになると、今の体制でできるのか、どういう分野を取り扱うのか、もう少し広い範囲での協議が必要であることと、行政側から一方的に押しつけた場合、地域内で大きな問題が出ている事例もあるようなので、地域で

+

納得した上で進めるという手順が必要と考えているとの答弁を受けました。

討論に入り、委員からは、各地区公民館の指定管理者については、3年前にスタートしたが、各地区公民館運営協議会には努力をいただき、充実した活動になっている。このたびの契約更新に伴って、中央地区公民館運営協議会では勤労青少年ホーム、市民体育館なども管理運営することになり、体制としては新しくなるが、これについては、これまで議論してきたとおり、どういう体制が望ましいのか、引き続きこの3年間で十分検討していただきたい。また、コミセン化の問題も、単に社会教育法上の公民館ということではなく、市全体の業務にかかわるさまざまな課題を含めて検討することが必要となり、教育委員会のみならず、市全体として十分に慎重に検討を進めていく必要があると考える。各地区公民館が課題を抱えているが、お互いに切磋琢磨してレベルアップしていくことを願い、本案に賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、議案第12号から議案第17号までの6件については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第24号 長井市スポーツ推進審議会条例の設定について申し上げます。

本案は、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の施行に伴い、改正を行うため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、スポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法となったわけだが、大きく変わったところはどこか。また、改正に伴い、国の地域スポーツ支援のための財源、補助金について具体的なものは示されているかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、改正点は何点かあるが、地域におけるスポーツの振興のための事業の支援等が大きく変わり、その中で、総合型地域スポーツクラブにおいて地域のスポーツ振興をより推進していくというこ

とも網羅されていると考える。また、オリンピックなどで活躍できる世界的な選手の育成ということも加味されたと思う。補助制度はスポーツ振興くじ（toto）については明確に示されているとの答弁を受けました。

また、委員からは、スポーツ振興、競技力の向上を狙いとして法改正にのっとなって条例改正をしようとしているわけだが、長井市としての取り組む姿勢はどう考えているかとの質疑がなされ、教育長からは、長井市としては、これまでも市民1人1スポーツや競技力の向上を生涯スポーツ振興の目標として掲げて取り組んできた。そこをより強化するために、総合型地域スポーツクラブの創設や競技力向上のための競技団体との連携強化、小中学校と競技団体の連携など、より充実した施策を展開していかなければならないと考えているとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う図書館法などの改正により、図書館協議会委員の任命基準を定めるため提案されたものです。

審査に際し、文化生涯学習課長からは、長井市立図書館条例の中で図書館協議会を設置する条項があるが、委員の選定方法は条例に規定がなく、図書館法に基づく委員の選定方法に準じて委員の選定を行っていた。このたびの地域主権改革一括法を受けて、長井市立図書館条例の中に協議会の委員の選定について具体的に明文化するものであるとの説明を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第12号 指定管理者の指定についてから、日程第12、議案第29号 長井市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、文教委員長報告のと

おり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第24号 長井市スポーツ推進審議会条例の設定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第29号 長井市立図書

+

館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信厚生常任委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 平成24年第1回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案4件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第22号 長井市暴力団排除条例の設定について申し上げます。

本案は、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、山形県の暴力団排除条例が制定をされて昨年8月1日から施行されている。この条例は、長井市の条例案を包含した内容で、しかも罰則つきである。なぜ市町村で似たような条例を制定しなければならないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市町村が行う事務事業、市町村が管理する公の施設

の利用、青少年に対する教育等の措置の3点で県の条例では動きにくいところもあるため、市町村の条例が根拠として必要であると判断したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市の事務事業の中で特に心配されるのは、入札参加の関係である。暴力団または暴力団員等を入札に参加させないためにどのような対策を考えているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、暴力団や暴力団員等が関与する事務所の入札参加を未然に防ぐため、今後も警察署に情報の提供を働きかけていくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、警察当局は事件性がないとなかなか対応してくれない。この条例が制定されれば、警察や市は暴力団からの不当要求行為から市民を守る体制をとっていけるのか。また、長井市内には暴力団や暴力団員等という人は存在していないということであるが、このような状況でこの条例を制定しても形骸化してしまうのではないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、今までは暴力団から市民を守る、あるいは暴力団を排除するという根拠となる条例がなかったが、この条例を制定することにより暴力団排除という明確な根拠ができる。この条例案は、これまで全国で制定されてきた条例を参考にしながらつくられており、これまでの経験を生かされたものである。この条例で対応することができるのではないかと考えている。また、すべての市町村で暴力団排除の条例を制定することによってどこも弱いところはなくなり、暴力団進出の抑止力になると思っっているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、実際被害が出てからでないで警察などでは動いてくれないので、非常に大変な思いをした経験がある。そういう意味で、この条例が制定されることによって警察や市が前向きに暴力団排除に努める態度がはっきりすると思う。関係機関がしっかりと連携